

カーリン アウスト・ドードンホフ裁判官回答

Karin Aust-Dodenhoff
Präsidentin des Landesarbeitsgerichts Berlin

回答

質問 1

実際、ドイツにおける労働裁判所手続は大変迅速に処理される。

2002 年には、

労働裁判所（一審）における新受件数は **642440 件**

州労働裁判所（二審）における新受件数は **29300 件**

あった。

労働裁判所では通常 **2 回**の期日（和解期日と訴訟期日）で、州労働裁判所では通常 **1 回**で、遅くとも **2 回**の期日で紛争は解決される。これは、法的にまた事実に困難な事案についても当てはまる。

2002 年において平均的な処理日数は

労働裁判所では **4 ヶ月**

州労働裁判所は **6 ヶ月**（ベルリン州労働裁判所では **3 . 5 ヶ月**）

迅速な処理の理由として考えられるものは、

- ・ 裁判官の特別な専門的知識（職業裁判官はもっぱら労働法上の紛争のみを扱うため、この専門領域における実体法、手続法において包括的な知識をもっていることが、準備期間を短くしている。また、名誉職裁判官は、企業内における出来事についての特別な知識と経験をもっていることが、事実関係の解明、和解提案、そして判断を下す場合においても十分に役立っている）

- ・ 労働裁判手続を迅速にするための特別な法律上の規定

質問 2:

名誉職裁判官の関与については、一般的に、職業裁判官によっても、当事者によっても、使用者団体や労働組合によっても積極的に評価されている。

質問 3:

名誉職裁判官の手続きへの参加は、生活に密着した（**lebensnahe**）判決をもたらし、裁判所の提案と判断の受容可能性を高めている。欠点としてときどき感じられるのは、法律問題の処理を、通常、ひとりの職業裁判官だけで行わねばならないこと、したがって、複数の職業裁判官がいる他の裁判所と違って、法律学的素養の豊かな話し相手をもたないということである。

質問 4:

事実に即した適切な紛争の判決にとって必要なことは、しかも少なくとも有益なことは、労働過程の実務と個々の業種における特別な事情についての認識をもっていることである。この知識は名誉職裁判官が職業裁判官に大いに伝えている。名誉職裁判官の関与は、事件の問題の所在（**Sachfrage**）の解明、事実（**Tatsachen**）の評価、また、証人の信頼性と証言の信憑性を見極めるうえでも役に立っている。

質問 5:

三つすべて分野（争点整理、証拠調べ、最終的判断）で名誉職裁判官の関与にはメリットがあることを示している。労働紛争においては法的専門知識だけではなく、実務的専門知識（**praktischer Sachverstand**）が求められているからである。これによって、判断が学問的理論的に正しいだけでなく、労働生活の事実的關係と必要性とのフィードバックも行われる。労働法は、判例法（裁判官法）であることに大きな特徴がある。労働法は生活からかけ離れたものであってはならないのである。

質問 6:

争訟事件の準備と事後処理において名誉職裁判官は積極的に関与している。これに対して、口頭弁論は職業裁判官が指揮する。名誉職裁判官も当事者に質問することができるが、実際にはまれで裁判長と協議のうえで行う。訴訟指揮は職業裁判官に委ねられているので、手続に関する諸原則が遵守されるよう配慮するのもその任務である。訴訟指揮に落ち度があるとすれば、名誉職裁判官の関与に原因があるのではなく、職業裁判官の能力に問題があると思われる。

質問 7:

職業裁判官は通常一回だけの期日にだけ招かれる。延期（**Vertagung**）が必要となる場合には、次回の期日は他の名誉職裁判官によって行われる。職業裁判官が名誉職裁判官に開廷前に事実関係と争点の概略を示し訴訟を彼らと一緒に準備するから、私の経験では、一つの手続きを異なる人が取り扱うことによる困難が名誉職裁判官にあるとは思われない。しかも、次回の期日を同じ法廷構成で決める可能性もある。これは基本的に、証拠調べを次回の期日に行わなければならないときに当てはまる。

質問 8:

確かに二人の名誉職裁判官が職業裁判官と異なる見解をもち、最終協議においても職業裁判官の意見に勝る場合はある。しかし、これはきわめて稀で、私自身 **30** 年の職業経験のなかでまだ経験をしたことはない。名誉職裁判官が相互に異なる見解をもつということはときにはある。しかし、ほとんどの場合、最終協議において統一した判断を下すことができる。

私の経験では、それぞれの名誉職裁判官が一方的に労働者の利益や使用者の利益を代表するということはない。もちろん最終合議において職業裁判官に対して名誉職裁判官が表決でも勝った場合には、職業裁判官にとって判断を書面で根拠づけることは容易ではない。しかし、この問題は、職業裁判官で構成する他の裁判所で裁判官がほかの裁判官と意見を異にするときにも起こりうることである。労働裁判手続で、二人の名誉職裁判官がまったく支持しがたいような立場をとり、職業裁判官に表決で勝って、職業裁判官がその判断を「法と正義に反して」理由づけをしなければならなかったということは、いまだかつて私はみたことはない。

質問 9:

私が知るところ、司法に対する信頼、裁判官の独立性や中立性への信頼が、名誉職裁判官の関与することで損なわれるという虞はない。名誉職裁判官はその職務を大変真摯に行っているし、絶対的な中立性を確保することに心を砕いている。偏向しているとの危惧から裁判官を忌避することは例外的である。

質問 10:

名誉職裁判官を法廷に招くことは年当初において裁判所の各部ごとに予め定めた順番に従って行われる、したがって、弁論や判決が予定されて

いる事件かどうかに関係がなく決められる。労働裁判所のなかにはいわゆる専門部が作られている場合（たとえば、ベルリンの労働裁判所で）には、それぞれの専門部には実務上同じ分野で活動する名誉裁判官が配置される。秘密保持義務に違反した例を私は知らない。各名誉職裁判官は、合議結果や投票結果の遵守についても派遣した団体に対してあるいは自分の企業の従業員に対しても義務を負っていること、また、秘密保持義務を破ることは免職にもなる重大な違反であることをも知っている。

質問 11:

職務の委嘱に当たって法律上特別な専門的要件は定めていない。しかし、通常、使用者団体も労働組合も長い実務経験をもっている人を候補者として推薦してくる。名誉職裁判官は、通常、法曹ではない。しかし法曹であってはならないということでもない。求められるのは、法的知識ではなく、とりわけ手続法的知識ではなく、実務における労働過程における知識であり、とくに実務的専門知識（**praktischer Sachverstand**）である。しかし、名誉職裁判官は、しばしば実体的労働法についても本当によく知っている。というのは、労働者側でいえば、多くの場合、長期にわたって従業員代表委員や労働組合メンバーであるし、使用者側でいえば人事部長等の役職にあるからであり、加えて、労働組合や使用者団体の研修に参加しているからである。

質問 12:

名誉職裁判官を十分に見つけることが常に容易ということではない。これは人物が専門的な適性を欠いているということでも職務に関心をもってくれないということでもなく、名誉職裁判官の職務を行うに必要となる時間の問題、時間をとるのが難しいということにある。しかし、最近では、候補者リストはいつも満たされている。というのは企業もその従業員が名誉職裁判官に任命されることには利益をもっているからである。さらに、多くの名誉職裁判官は複数の任期を超えて（しばしば 25 年以上）その任務を果たしている。

質問 13:

すべての審級の名誉職裁判官に、物的及び人的な独立性に関する憲法上の原則（基本法 97 条）が適用されることはそのとおりである。さらに、名誉職裁判官の独立性は、労働裁判所法 26 条の規定によっても保障されている。つまり、何人も名誉職裁判官の職務を引き受けたこと又はそれを行行使したことによって制約を受けることはなく、その活動ゆえに不利益

を受けることがないとし、違反には、罰金または 1 年の自由刑を科している。

質問 14:

労働裁判所法第 2 条及び第 2 条 a は労働事件裁判が管轄すべき紛争を個別的に列挙している。ここで出訴権の管轄を扱っている。ここに列挙されていない紛争が労働裁判所に持ち込まれたときは、訴えは原告の申立てにより当該管轄裁判所に移送される。申立てがなされないときは不適法と却下される。

質問 15:

手続を知らない、また、経済的弱者である当事者に次のような措置をとることで裁判所へのアクセスを容易にしている。

- ・裁判所には、いわゆる提訴窓口係 (Rechtsantragsstelle) があり、専門教育を受けた職員または裁判所職員が訴え又は申立ての際に当事者の手助けをしている (ただし、法律的な情報を与えるものではない)。
- ・訴状の形式的要件は、絶対に必要な程度 (当事者及びその出頭を求めることが可能となる住所の記載、求める内容 (Begehren) (申立て)、求める内容の簡単な理由づけ) に限定されている。訴えは、手書きでも構わない。
- ・一審では弁護士強制をとっていない。各当事者は自分で立てるし、授権した人で代理させることもできる。
- ・和解期日には、裁判長が事実および法律状態を説明し、事実の解明と紛争の和解による解決に役立てる。裁判官は、適切な申立てになるように、また、当事者がすべての重要な事実について表明するように努め、場合によってはその主張を補充し、証拠資料を示す。これは訴訟弁論ではないから、法廷の最後に判決が下されるわけではない。ただし、双方当事者が裁判長の判断を一致して求めた場合は別である。
- ・裁判所費用の事前納付は不要である。訴訟弁論の前に訴えを取り下げた場合および和解で解決した場合には裁判所費用を徴収しない。一審の手続きでは、訴訟代理人の利用した費用について敗訴者が負担することになってはいない。
- ・一審では「貧しい」当事者に対して弁護士の付き添いが簡単に認められている。

質問 16:

労働裁判所法第 9 条 1 項は、すべての審級で手続きの迅速化を定めている。訴えの受理期間が短縮されている。早期に第 1 回の期日 - 和解期日 - が設定される。解雇事件においては、訴えの提起後 2 週間以内に第 1 回の期日が開かれることになっている。裁判長は、訴訟弁論を一回の弁論で終了するように用意しなければならないことになっている（裁判長は、当事者に賦課事項（Auflagen）課し、周到に証人と鑑定人を招き、当事者自身の出頭を命じ、情報を収集し、文書の提出を求める）。一審および二審においては裁判所が時機に遅れた当事者の主張を退ける特別な規定も存在する。判決の書面による交付については短い期間を定める。控訴と上告を行う期間も短い（判決の送達後 1 ヶ月以内）。理由書は判決の言渡後 2 ヶ月以内に提出しなければならない。労働裁判所と州労働裁判所の判決はすべて、これには上訴できるが、仮に執行できる。